



## 令和6年度 事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業



申請は、予算の範囲内で先着順に受け付けます。  
 (受付期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

この補助金は、外部給電機能付次世代自動車を業務目的で購入し、使用する事業者に対して、購入に要した費用の一部を補助することにより、環境対策を効果的に実現することを目的とします。

**注意！令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までに新車登録したものが対象です。**  
**また、令和7年3月31日(月)までに購入（リース契約）し、支払完了（契約完了）している必要があります。**  
**注意！新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日から2か月以内に申請してください。**  
**ただし、いずれの場合でも、令和7年4月1日(火)以降に申請はできません。**

\*対象となる自動車と補助金額\* (車両ごとの補助額は別紙「補助対象車一覧」を参照)

購入した車両	A 車両に対する補助 (車両ごとに設定)	B 付帯設備への補助 (A に上乗せ加算)		最大補助額 (A+B)
PHV・EV	上限 20 万円	充電設備 (標準装 備の場合は対象外)	上乗せ 2 万円	最大 22 万円
FCV	上限 15 万円	/		最大 15 万円

※充電設備の設置に要した費用(税抜)が2万円に満たない場合、設置費用を上乗せ補助  
 充電設備が標準装備の場合は対象外(工事費用のみの請求は対象外)  
 ※充電設備は、自らの市内事業所に設置した場合に補助対象

### お問合せ先

豊田市役所環境政策課補助金窓口 (豊田市役所環境センター 1 階)  
 〒471-8501 豊田市西町 3-60  
 電話：0565-41-7391 / FAX：0565-41-7392  
 Email：ecolife@city.toyota.aichi.jp  
 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時45分  
 (土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません)



受付期間：令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）必着

申請期限：新車登録日又は補助対象自動車の支払完了日のいずれか遅い日<sup>※1</sup>  
から**2か月以内**<sup>※2</sup>

必ず申請期限内に、「交付申請兼実績報告書」に必要書類を添付して申請してください。

ただし、いずれの場合でも、**令和7年4月1日（火）以降に申請はできません。**

※1 分割払いで購入し領収書が発行されない場合又はリース契約の場合は、分割払い契約日・リース契約日を支払完了日とする。

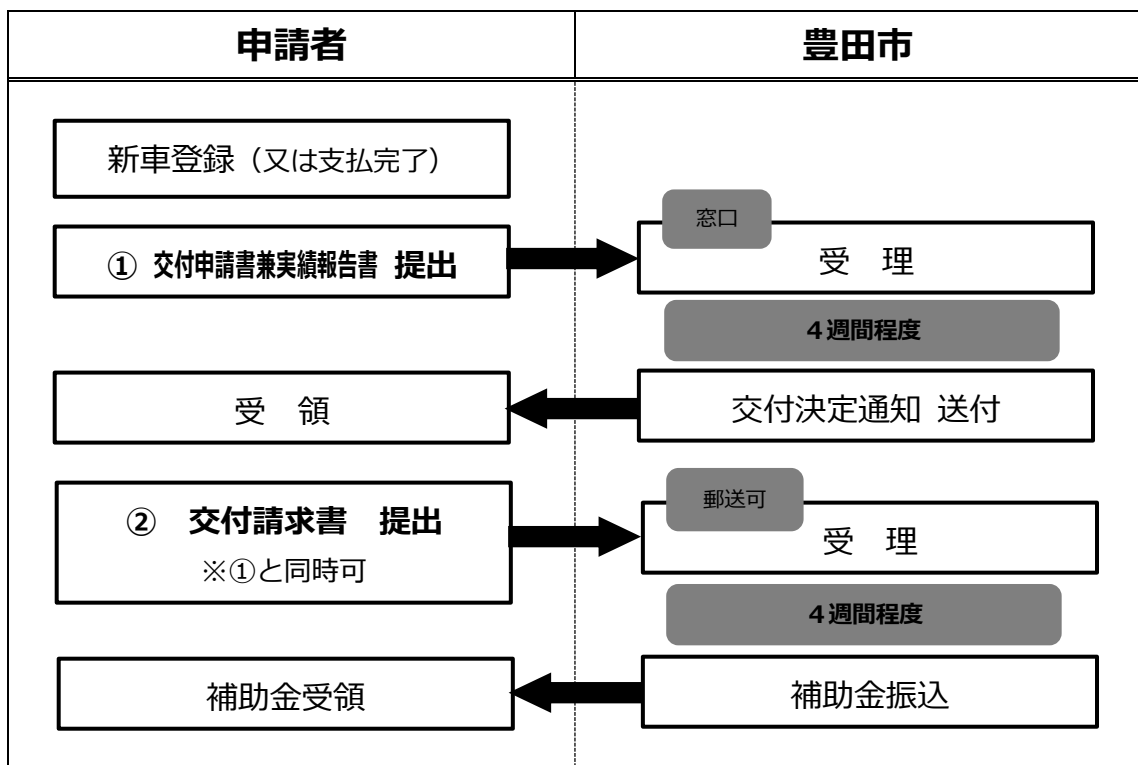
※2 原則2か月後の同日。（同日が閉庁日の場合は、その日以降最初に到来する開庁日を期限とする。）  
ただし、令和7年1月31日以降に新車登録した場合は、令和7年3月31日までに支払完了及び申請書類の提出が必要。

**提出場所：環境政策課補助金窓口（環境センター1階）**

※支所での受付は行っておりません。

※郵送で提出を希望される場合は、事前に電話にてご連絡ください。

### 補助金申請の流れ



## 提出書類

提出書類	注意事項	✓
①交付申請兼実績報告書 (事業者様式第1号)	申請は新車登録日又は補助対象自動車支払完了日(領収日)のどちらか遅い方の日付から2か月以内 ※令和7年4月1日以降の申請はできません。	
②自動車検査証等の写し	補助対象自動車種によって異なる ・自動車検査証記録事項の写し(普通自動車) ・自動車検査証の写し(軽自動車)	
	所有者又は使用者の住所が豊田市の住所であるか	
③領収書の写し又は契約書の写し	分割払い又はリース契約の場合は当該契約書の写しでも可	
	領収書・契約書は申請者名と同一であるか	
④注文書又は契約書の写し	申請者名、車名、外部給電装置の有無が明記 ※領収書に全て明記されている場合は省略可	
⑤豊田市発行の事業証明書	申請日前2か月以内に発行されたもの	
⑥交付請求書※1 (事業者様式第4号)	申請者の住所、電話番号は①と同一	
⑦振込先口座の通帳の写し	表紙の中、支店名と名義人フリガナが記載されているページ	
<b>充電設備を設置した場合</b>		
⑧充電設備設置に係る領収書の写し	請求書、納品書不可	
	購入等完了日(新車登録日と補助対象自動車支払完了日のうち遅い方)の1年前から補助金申請期限内のものに限る	
⑨領収明細書 (設備本体費、部品代、工事費)	充電設備本体費を含むこと 見積書可、⑨に明記されている場合は省略可	
⑩充電設備の写真	設置状態が確認できるもの	

※1 交付請求書も交付申請兼実績報告書と一緒に提出していただけます。

## 補助金の申請の前に要チェック！！

補助対象者ですか？ 注意：補助金の交付は1事業者につき同一年度内1台までです！

以下全ての項目に当てはまる事業者が申請できます。

- 豊田市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実態がある
- 豊田市税を滞納していない
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方

補助対象の自動車ですか？

対象となる自動車は以下の通りです。

※対象車（車名）一覧は豊田市 HP に掲載しています。

- プラグインハイブリッド車（PHV）
- 電気自動車（EV）
- 燃料電池自動車（FCV）

以下の要件を満たしている必要があります。

- 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに購入又はリース（サブスクリプションを含む）契約、新車登録されたもの
- 外部給電器・V2H 充放電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能を有しているもの
- 市内での業務目的で、新車購入又はリース（サブスクリプションを含む）契約したもの（豊田ナンバーであること）

### 次世代自動車と外部給電設備

豊田市では、環境にやさしく、災害に強い「次世代自動車」の普及を進めています。

#### 【次世代自動車とは】

プラグインハイブリッド車（PHV）や電気自動車（EV）、燃料電気自動車（FCV）と呼ばれる車種は、容量の大きな蓄電池を備え、高い環境性能を発揮します。

#### 【外部給電設備とは】

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。この機能を活用すれば、車が非常用の電源となり、非常時の安心に繋がります。



AC1500W を超えない範囲で複数の機器を同時に使用できます。



このような次世代自動車の普及啓発事業を「SAKURA プロジェクト」として進めています。次世代自動車の普及啓発事業と一緒に取り組んでくれるプロジェクトパートナー（事業者、団体、個人）を募集しています。